

投稿論文

更生保護施設に入所する高齢仮釈放者の 社会復帰に関する研究

—プロファイリングの視点から—

広島保護観察所 処遇部門統括保護観察官 西江尚人

(要約)

高齢受刑者対策のため、今度増大することが予想される“更生保護施設に入所する高齢仮釈放者”に焦点を絞り、その者をプロファイリングしていく過程の中で、地域への円滑な社会復帰に向けての現状と今後の取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした。

方法として、高齢仮釈放者の処遇に日夜携わる立場である更生保護施設職員に対し、フォーカスグループインタビューを実施し、それにより聴取した内容について、問題探索に優れている手法であるKI法を用いて、整理・統合を行った。

その結果、更生保護施設職員は、いったん受け入れたからには何とか支援してあげたいとの気持ちを持っているものの、高齢者の社会復帰は大変難しく、本人たちもそれを不安に感じている。その解決策として、新規施策を開始したところではあるが、機能不全を起こしているとの結果となるなど、課題が山積していることが、明らかとなった。

キーワード：更生保護施設、高齢受刑者、リハビリテーション、プロファイリング

1 はじめに

現在我が国は、「前例のない高齢社会」を迎えている。しかし、それ以上の勢いで増加しているのが高齢犯罪者である。そこで政府はその対策として、平成21年4月以降速やかな運用を目指し、法務省及び厚生労働省を中心として、以下の施策を打ち出した。

- (1) 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助等を行うため、全国の刑務所に社会福祉士等を配置する。

- (2) 出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。
- (3) 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター及び福祉等実施機関との

連携・連絡調整を実施する。

(4) 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受け入れを促進し、全国の半数強にあたる57か所に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに、社会生活に適応するための指導・訓練を実施する。

これらの施策により、これまで親族等引受先のない受刑者を全般的に受け入れ、処遇してきた更生保護施設に、仮釈放を念頭に置いた高齢受刑者の特別枠を設けていったん受け入れ、その後、速やかに福祉サービス等へ橋渡しすることが計画されるに至った。

2 研究の目的

前述のとおり、高齢受刑者を支援する施策は、大きな変革の時を迎えている。しかしその一方で、一定期間（概ね数か月から6か月）衣食住が約束されている更生保護施設に入所したものの、退所後の生活に不安を残したまま退所したケースや、仕事を得たり、年金を活用する等して、円滑な社会復帰を図ったと思えたにもかかわらず、短期間のうちに再犯に及んでしまったケースに、たびたび直面する実状を看過する訳にはいかない。

そこで本研究報告では、犯罪者であり、かつ、高齢者であるという二重のハンディを背負うと共に、前述の新規施策の導入にあわせて、増大することが予想される更生保護施設に入所する高齢仮釈放者に対象を絞り、その対象者の処遇に日夜携わる立場である更生保護施設職員、いわゆる処遇者の側面から、フォーカスグループインタビューによって、聴取した内容について、KJ法を用いて整理・

統合し、対象者像をプロファイリングする。さらに、地域への“円滑な社会復帰”に向けての現状と今後の取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした。

3 用語の定義

本研究で用いる“プロファイリング”とは、対象者の性質や特性を多角的に分析することによって、対象者像を推論していくこととし、また、“円滑な社会復帰”とは、更生保護施設を退所時及び退所後も、路頭に迷うことなく、将来にわたって、衣食住が確保できている状態であることと定義する。

4 倫理的配慮

本研究は、筑波大学大学院人間総合科学研究科研究倫理委員会及び東京保護観察所長の承認を得て実施した。また、面接対象者である更生保護施設職員それぞれの方々に対して、調査者が事前に研究内容について書面をもって説明し、同意が得られた上で実施した。

5 方法

(1) 対象

東京保護観察所本庁及び立川支部管内にある都内20か所の更生保護施設で構成される東京更生保護施設連盟において編集・出版する機関誌「東更連だより」の編集委員5名の協力が得られた。その後、その編集委員と協議した結果、更に高齢仮釈放者の処遇経験豊富な2施設2名の職員の推薦があったことから（うち1名は女性専用施設）、その職員2名の加わった合計7施設の職員7名の協力を得て実施した。なお、その職員構成は、

- ・性別…男性6名, 女性1名
- ・役職…施設長1名, 補導主任3名,
補導員3名
- ・新制度受入施設…受入施設職員2名,
非受入施設職員5名
- ・年齢…30歳代2名, 40歳代3名, 60歳代1名,
70歳代1名
- ・経験年数…5～10年4名, 10～15年3名
等であった。

(2)調査方法

フォーカスグループインタビューを実施した。インタビューガイド項目は、法務省法務総合研究所(2007)の行った「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究」で用いたアンケート項目を中心に、筆者において適宜抽出し、それらについて複数の上司と協議した結果、以下のとおり確定させた。それらは、

- ①高齢仮釈放者の受け入れの可否判断の基準の変化
 - ②処遇困難事例
 - ③特有の問題点・課題
 - ④仕事及び体調面について
 - ⑤施設内での生活の様子
 - ⑥対象者は何を期待しているか
 - ⑦心がけている支援内容
 - ⑧退所後の支援の必要の有無
 - ⑨更生保護施設の限界・他機関に求める支援
 - ⑩新規施策による変化及び今後の高齢者処遇の問題点等
- とした。

なお、インタビューガイド項目は、事前に協力者に伝えとともに、データを正確に処理するため、協力者承諾のもと、ICレコーダー

で録音を行った。

(3)分析方法

質的研究を行う上で、問題探索に優れている手法であるKJ法を用いて、整理・統合した上で分析を行った。なお、KJ法とは、文化人類学者である川喜田二郎氏が開発したデータをまとめる手法で、先入観・偏見を排してデータを集め、それらをカードに記した上で、図解として整理・統合した結果を踏まえ、新たな視点から発見や問題解決策を導き出す発想法である。

まずは、前述のインタビューガイド10項目について個々にKJ法を用いて整理・統合した。その後、その作業で得られた10項目分の結果を再度整理・統合し、処遇者の側面からプロファイリングすることを試みた。

6 結果

上記分析方法に基づき、更生保護施設職員7名に対するフォーカスグループインタビューの内容について、元ラベルを作成した。それらを1項目ごと原則3枚の表札になるようKJ法によって整理したものが図1である(紙面の都合で、「① 高齢仮釈放者の受け入れの可否判断の基準の変化」の項目についてのみ整理統合した結果を掲載)。

同様の方法で、②～⑩の項目についても整理・統合した結果、表1のとおり、合計79枚の元ラベルに対し、28枚の表札に統合された。

これらの詳細は、表2のとおりである。

図1 ①KJ法A型図解

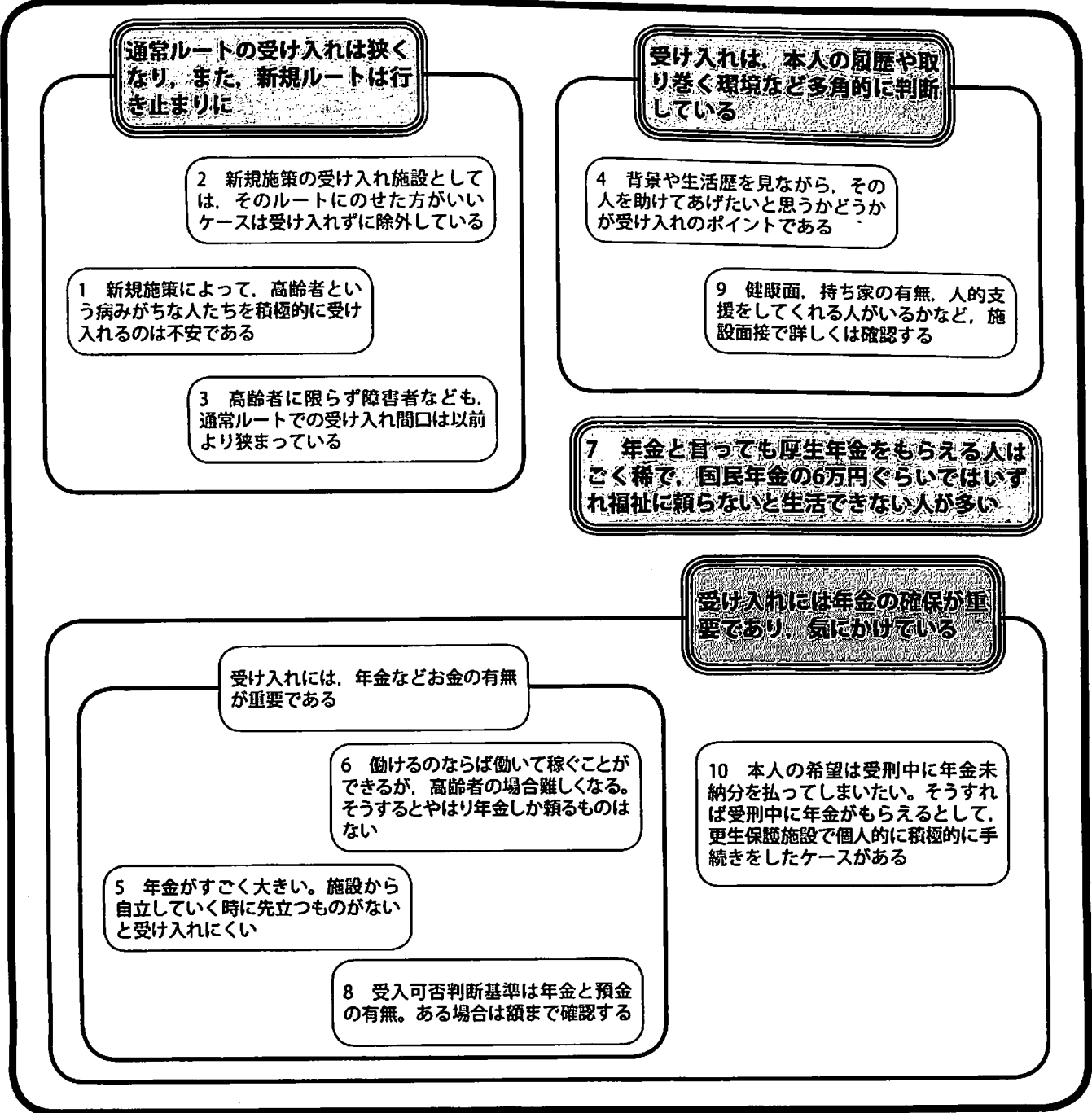


表1 ①～⑩の項目のKJ法整理・統合一覧表

	元ラベル		表札ラベル
①	10枚	→	4枚の表札ラベル
②	12枚	→	3枚の表札ラベル
③	4枚	→	2枚の表札ラベル
④	4枚	→	2枚の表札ラベル
⑤	10枚	→	3枚の表札ラベル
⑥	8枚	→	3枚の表札ラベル
⑦	6枚	→	3枚の表札ラベル
⑧	3枚	→	2枚の表札ラベル
⑨	6枚	→	3枚の表札ラベル
⑩	16枚	→	3枚の表札ラベル
合計	79枚	⇒	28枚の表札ラベル

表2 ①～⑩項目全体のKJ法A型図解説明一覧

	2段目表札	1段目表札	元ラベル
①	(1-1) 「通常ルートの受け入れは狭くなり、また、新規ルートは行き止まりに」		1 新規施策によって、高齢者という病みがちな人たちを積極的に受け入れるのは不安である 2 新規施策の受け入れ施設としては、そのルートにのせた方がいいケースは受け入れずに除外している 3 高齢者に限らず障害者なども、通常ルートでの受け入れ間口は以前より狭まっている
	(1-2) 「受け入れは、本人の履歴や取り巻く環境など、多角的に判断している」		4 背景や生活歴を見ながら、その人を助けてあげたいと思うかどうかを受け入れのポイントである 9 健康面、持ち家の有無、人的支援をしてくれる人がいるかなど、施設面接で詳しくは確認する
	(1-3) 「受け入れには年金の確保が重要であり、気にかけている」	受け入れには、年金などお金の有無が重要である	5 年金がすごく大きい。施設から自立していく時に先立つものがないと受け入れにくい 6 働けるのならば働いて稼ぐことができるが、高齢者の場合難しくなる。そうするとやはり年金しか頼るものはない 8 受入可否判断基準は年金と貯金の有無。ある場合は額まで確認する
	(1-4) 17 「年金と言っても厚生年金をもらえる人はごく稀で、国民年金の6万円くらいでは、いずれ福祉に頼らなければ生活できない人が多い」	10 本人の希望は受刑中に年金未納分を払ってしまいたい。そうすれば受刑中に年金がもらえるとして、更生保護施設で個人的に積極的に手続きをしたケースがある	
	(2-1) 「高齢者であっても出口が見えている人であれば受け入れやすい」		11 出口が見える人であれば受け入れやすい 22 仮釈放期間中だけという出口が見えている人は80歳でも引き受ける
②	(2-2) 「高齢者を巡る就労環境は、大変厳しいものがある」	高齢者であっても、働くことが大前提である	12 就労意欲があることが大前提。他の在会者たちとの関係もあって、高齢だから働かないというのは受け入れられない 13 若い人も高齢者も同じ立場なので基本的には就労してもらう 16 逆に年金が多いと就労意欲がなくなってしまうこともあり、そうすると施設は集団生活の場合なので、周りに悪影響を及ぼす 21 高齢者のイメージは、人によって違う。65歳はまだまだ若い。就労できる年齢だと思う
	(2-3) 「福祉のサポートが必要なケースが多いにもかかわらず、その調整は決して容易ではない」	高齢者は医療費が余計にかかる一方、施設に入っている間は生活保護が受けられない地区もある	17 働きたくても高齢であり、さらに不景気なのも重なり仕事がない。あっても低賃金である 18 収入がない高齢者には、交通費や医療費など、在会中は生活保護が受けられないので、施設で負担せざるを得ない。特に高齢者だと余計に医療費がかかる 19 歯がなくて食事ができない高齢者に、生活保護の医療補助で入れ歯を作ったことがあるなど、福祉の対応は地域によって対応が違う 20 高齢者は、糖尿病などの持病がある人が多く、お金がかかる
		14 高齢を理由に福祉につなぐのか、生活の低所得ということで福祉につなぐのか、その見極めとタイミングが難しい	
		15 女性に多く見られるのは、特に障害だとそれを本人が受け入れない場合があるし、生活保護は恥ずかしいと感じる人もいて、サービスを受けるよう説得するのも大変である	

	2段目表札	1段目表札	元ラベル
③	(3-1)		23 特有の問題点は、とにかく頑固なこと。指導にのらない人も少なくない
	「頑固な人も多いが、一般的に加齢とともにそうなるもの。そこを加味する必要がある」		25 満期を迎えた後も期間延長して、焦らずもう少し頑張らしようと言っても、出ると決めたら譲らない
			26 一般的に加齢とともに頑固になるもの。そこを加味する必要がある
	(3-2)「24 口には出さないが、若いスタッフからの指導は、心のどこかで見下されていると感じているのではないだろうか」		
④	(4-1)		27 高齢者は仕事が限定される。ビルの清掃が多い。短時間なので近くの現場を掛け持ちしている人もいる
	「高齢者であっても、働くことが大前提である。仕事に就くのは容易ではない」		28 力仕事や建築関係ははねられる。雇う側としては65歳以上で働けたとしても若い人が優先になるのは仕方がない
			30 ハローワークに行くと、仕事の前に入れ歯をしなさいと指導される場合もある
	(4-2)「29 高血圧であったり、目がよく見えなかったり、耳が遠いなどの問題がある」		
⑤	(5-1)	良かれと思っている高齢者の行動が、ときに鼻について反発を招くことがある	34 身内でないものに必要以上にしつこく教えたり、先生でもないのに説教したりするのは、若い在会者のクレームとなることがある
			35 身の回りをきれいにしてくれるのは施設側としては嬉しいが、他の在会者からは点数稼ぎに見えるらしい
			31 おむつの使用となると臭いの問題も出てくるので、やはり集団処遇は難しいと感じた
		32 2階と3階が居室。階段が急なので高齢者には2階に、さらに2段ベッドなので下段をと環境的な配慮をしている	
	(5-2)		38 若い人が高齢者を助けるなど相乗効果も見られる
「高齢者が居ると、周囲が自然にそれを助ける雰囲気ができる点は感心する」		39 施設側が何も言わなくても自然に助け合っているのは感心する	
		40 若い人の中で高齢者が何人かいると、全体の雰囲気作りには効果的である	
	(5-3)		33 高齢者には、社会常識がある人が多いので、掃除などの一般的な生活は一人のできる
「若い在会者よりも、むしろ主体性があるところもある」		36 健康であれば、朝早く起きて外を出歩き、夕方同じ時間に帰ってきて1日の出来事をふり返り、あとはゆっくり過ごすのが一般的なパターンである	
		37 何もしないでブラブラしている若い在会者よりは色々なことに興味を持ち行動的である	
	⑥	(6-1)	あとのことは他人任せという気持ち強い
45 自立というよりやってもらおうという感覚が強い			
		42 宿と食事があるからとりあえず雨宿りで施設に入り、先のことはあまり考えておらず、施設を出たらまたすぐ再犯をしてしまう	
(6-2)	「サポートしたくても、限界があつてできないことも多い」		43 期待されてもできないことの方が多い
			44 福祉につなぐにしても自治体の都合があるし、家を借りるにしても保証人の問題などもある
			47 本人よりも周りのサポートが重要。施設側が動くことも多い
			48 サポートするにしても時間が限られている
	(6-3)「46 一番の期待は、安心して寝ることができる居場所の確保なのではないか」		

	2段目表札	1段目表札	元ラベル
⑦	(7-1) 「本人の希望に添えるよう、できる限りのサポートを心掛けている」		49 本人の希望に添えるよう、全部任せなさいというメン スでしっかり受け止めるように心掛けている 53 年金等各種手続きにおいては、進んでサポー するよう心掛けている 54 通常は家を借りるのに保証人が必要だが、知り合 の不動産屋を通じて、うまくやってくれたこともある
	(7-2) 「自らサポートを避けていく場合は、もうどうすることもでき ない」		51 満期になったら出て行くからもう大丈夫ですと、大 夫でないのにそう言う人もいる 52 行く所がなくてもあると偽って出て行く人が結構 る。そうなるとうもできない
	(7-3)「50 特に高齢者はお金がなく、頼る人もいないと自分一人ではどうしようもない状況になるので、やはり満期が近 と不安が大きくなる場合が多い」		
⑧	(8-1) 「退所後も何らかの形で、本人との関わりを持つことが有益 である」		55 退所後も近くに住んでもらうと、本人も施設側も安 する 56 退所後、役に立つ情報があれば紹介できるし 福祉につながったケースもある
	(8-2)「57 在会者のことで手一杯。アフターサービスまでできない」		
⑨	(9-1) 「自治体は、在会者に対して何かと理由を付けて生活保護の 支給を避けている」		61 施設は法務省という枠組みの中に捉えられ、そち (国)でやって下さいというのが自治体側の言い分 62 自治体にとっては、本籍地でもなく、長年住 でいるわけでもないのに、なぜ生活保護や医療扶 などのサービスをしなければという思いがある
	(9-2) 「金銭的援助なくして高齢者の処遇は限界。もっと予算を付 けるべきである」		58 金銭的な面で限界を感じる。何かしてあげたくて 自分でやりなさいというのが更生保護施設であるが、 底には運営費・支援費が十分でないという問題がある 59 耳が聞こえない人に補聴器を買ってあげたい。 買えない。入れ歯や眼鏡に関しても。物品的支援 もいいから高齢者に対してもう少し支援があれば、 退も円滑に進むと思う。是非とも観察所にもっと 算を組んで欲しい 60 物もだが、金銭的支援が欲しい。近くの病院に 院させ10万円くらいかかった。働けないので、退所後 食事代を支給するなど面倒をみていた
	(9-3)「63 高齢者の面倒を見たい気持ちもあるが、福祉との調整など先のことを考えると受け入れにくくなる」		

	2段目表札	1段目表札	元ラベル
⑩	(10-1) 「新規施策による影響は千差万別であり、一概には言えないところである」	新規施策によって、職員の意識が高まったり、社会資源が広がるという正の効果が出てきている	64 福祉スタッフが配置されたことで社会資源が広がり、ピンポイントで調整が取れるようになった
			67 福祉スタッフの配置で、社会資源が増えるのはうらやましい。専門の職員に来てもらえたら助かるところ
			78 職員の高齢者に対する意識に変化が出てきている。以前だと高齢者ということだけで除外していたところ、受け入れられないか前向きに考えるようになった
			79 毎年福祉と協議会を行っているが、施設の現状を伝える意識が高まる等、施設側の意見をより深く言えるようになった
		新規施策が軌道に乗っていないため、悪影響が出始めているところである	71 新規施策の利点と懸念される部分との狭間の不安定なところにいる感じがする
			69 定着支援センターに早く稼働してほしい。環境調整の段階で困惑するケースも、センターが機能していれば受入可だが、今のままだったら受入不可になってしまう
		68 新規施策と言っても、都内には定着支援センターもできておらず、変化はあまり感じない	
	(10-2) 「新規施策には、自治体との良好な関係が必要不可欠である」	昔から高齢者など自治体と協力して受け入れている。今後もその関係を大切にしながら、新規施策を考えたい	65 地元で培ってきた福祉とのつながりがあるだけに新しい施策の受け入れに躊躇している
			70 自治体に気を遣いながら新しい施策に取り組んでいくことを念頭に置いている
			77 高齢者・障害者などの自立が難しいケースは、今回の施策で初めてやるわけではなく、昔からやっているということを理解して欲しい
		新規施策は自治体など関係機関を無視して進んでしまっている	66 自治体を無視して新規施策へ移行するのは時期尚早な気がする。現場からすると国と自治体はもっと話をつめてから施策をリリースして欲しかった
			73 予算が付いたからと言って、関係機関を無視して進んでしまっている
			75 観察所も都も国も連帯性がない。もっと先のことを考えて話を煮詰めるべきである
	(10-3) 「高齢者の処遇を個々の施設で行うのは大変であり、専門の施設を1つ作った方がいいのではと思う」		72 高齢の職員が多いので、高齢者が高齢者の処遇するのは、精神的にも体力的にも大変である
			74 少しずつ設備を整えていくのではなく、どこか1カ所を改築し、スタッフにもお金をかけて、高齢者専用の施設を作った方がいいのではと考える
			76 場合によっては、ケースに付きっきりで対応しなければならない

上記28枚の2段目に統合された表札ラベルを、さらにKJ法を用いて整理したところ、以下の3つの表札ラベルに統合されるに至った(図2)。

図2 A型図解

～ KJ法4注記～

- (1)時……………平21.1.12(木)
 (2)所……………自宅(三鷹)
 (3)データの出所……更生保護施設職員7名への
 フォーカスグループインタビュー
 (4)作成者………西江尚人
 (5)インストラクター……永野先生(エバーフィールド)

『① いったん受け入れたからには、何とか支援してあげたい気持である』

慈愛の精神

キ 年金や出口の有無だけでなく、自立の見込みを感じさせる人も受け入れている

2-1 高齢者であっても出口が見えている人であれば受け入れやすい

1-3 受け入れには年金の確保が重要であり、気にかけている

1-2 受け入れは、本人の履歴や取り巻く環境など、多角的に判断している

A 高齢者に対しては、施設のみならず助けたい

ウ 本人のために、できる限りのサポートをしたいと考えている

7-1 本人の希望に添えるよう、できる限りのサポートを心掛けている

8-1 退所後も何らかの形で、本人と関わりを持つことが有益である

5-2 高齢者がいると、周囲が自然にそれを助ける雰囲気ができる点は感心する

B 高齢者ならではの特性もあり、それを加味する必要もある

3-2 口には出さないが、若いスタッフからの指導は、心のどこかで見下されていると感じているのではないだろうか

5-3 若い在会者よりも、むしろ主体性があるところもある

ク 高齢者特有の問題も散見され、処遇に特段の配慮が求められる

3-1 頑固な人も多いが、一般的に加齢とともにそうなるもの。そこを加味する必要がある

5-1 集団生活の場においては問題も散見され、特段の配慮が求められる

6-1 本人に主体性というものを感じられない

4-2 高血圧であったり、目がよく見えなかったり、耳が遠いなどの問題がある

絵に描いた餅

『③ 新規施策は、機能不全を起こしている』

1-1 通常ルートの受け入れは狭くなり、また、新規ルートは行き止まりに

10-1 新規施策による影響は千差万別であり、一概には言えないところである

『② 高齢者の社会復帰は大変難しく、本人たちもそれを不安に感じている』

お先真っ暗

ケ 高齢者の多くは自立が難しく、将来の生活に不安を抱えている

7-3 特に高齢者はお金がなく、頼る人もいないと自分一人ではどうしようもない状況になるので、やはり満期が近づくと不安が大きくなる場合が多い

1-4 年金と官つても厚生年金をもらえる人はごく稀で、国民年金の6万円くらいでは、いずれ福祉に頼らなければ生活できない人が多い

6-3 一番の期待は、安心して寝ることができる居場所の確保なのではないか

D 今のままでは、高齢者のスムーズな社会復帰は難しい

C 高齢者においては、仕事も福祉も大変難しい

ア 若い人でも就職は大変なのに、高齢者にそれを求めるのはさらに厳しい

カ 福祉のサポートが求められているにもかかわらず、現状は大変難しい

エ 高齢者を個々の施設で受け入れるのは、現実的に困難である

オ 本人をサポートしたくても、現状では限界がある

9-2 金銭的援助なくして高齢者の処遇は限界。もっと予算を付けるべきである

7-2 自らサポートを避けていく場合は、もうどうすることもできない

6-2 サポートしたくても、限界があってできないことも多い

8-2 在会者のことで手一杯。アフターサービスまでできない

4-1 高齢者であっても、働くことが大前提である。仕事に就くのは容易ではない

2-2 高齢者を巡る就労環境は、大変厳しいものがある

10-2 新規施策には、自治体との良好な関係が必要不可欠である

2-3 福祉のサポートが必要なケースが多いにもかかわらず、その調整は決して容易ではない

9-1 自治体は、在会者に対して何かと理由を付けて生活保護の支給を避けている

9-3 高齢者の面倒を見たい気持ちもあるが、福祉との調整など先のことを考えると受け入れられなくなる

10-3 高齢者の処遇を個々の施設で行うのは大変であり、専門の施設を1つ作った方がいいのではと思う

それらは、

『① いったん受け入れたからには、何とか支援してあげたい気持ちである』

『② 高齢者の社会復帰は大変厳しく、本人たちもそれを不安に感じている』

『③ 新規施策は、機能不全を起こしている』であった。

次に、これら3つから読み取れることについて簡単に説明すると、

『① いったん受け入れたからには、何とか支援してあげたい気持ちである』として、他の在会者に比べ何かと社会的ハンディを多く背負っている立場の高齢者に対し、施設職員のみならず、他の在会者においても、何とか支援してあげたいとの気持ちを持っている。しかし、『② 高齢者の社会復帰は大変厳しく、本人たちもそれを不安に感じている』と、更生保護施設に入所する高齢者を巡る環境は、仕事にしろ福祉にしろその事情は大変厳しく、社会復帰のための手だてが“限界”に達していることに加え、本人たちにとっても頼るべき人もおらず、将来について不安を抱えている状況にある。そこで政府は、この憂慮すべき高齢犯罪者の社会復帰問題への解決策として、新規施策の取り組みを開始したところではあるが、『③ 新規施策は、機能不全を起こしている』と、何も変わらなかったり、また、通常ルートでの受け入れ控えや自治体との関係の混乱等、逆効果も散見されており、順調とは到底言い難い状況であることが読み取れるに至った。

続いて、これらの統合のプロセスの詳細を

説明する。

『① いったん受け入れたからには、何とか支援してあげたい気持ちである』の統合プロセス

この表札は「キ 年金や出口の有無だけでなく、自立の見込みを感じさせる人も受け入れている」と「A 高齢者に対しては、施設のみんなが助けたくなる」と「B 高齢者ならではの特性もあり、それを加味する必要もある」の3枚から統合された。

そのうちの1枚「キ 年金や出口の有無だけでなく、自立の見込みを感じさせる人も受け入れている」は、以下の3枚から統合された。それらは「2-1 高齢者であっても出口が見えている人であれば受け入れやすい」として、元ラベル〈11 仮釈放期間だけという出口が見えている人は80歳でも引き受ける〉等のように“出口”の有無が受け入れのポイントとなっており、中でも「1-3 受け入れには、年金の確保が重要であり気にかけている」等のように“年金”に対する注目度は高く、元ラベル〈10 本人の希望は受刑中に年金未納分を払ってしまいたい。そうすれば受刑中に年金がもらえらるとして、更生保護施設で個人的に積極的に手続きをしたケースがある〉等のように、仮釈放後速やかな年金取得のために、配慮していることが述べられていた。そうとは言いつつ、決してそれだけではなく「1-2 受け入れは、本人の履歴や取り巻く環境など、多角的に判断している」と、例えば元ラベル〈4 背景や生活歴を見ながら、その人を助けてあげたいと思うかどうかを受け入れのポイントである〉のように受け入れに関して“幅広”に考える余地を残していることが述べられていた。

続く「A 高齢者に対しては、施設のみ

なが助けたくなる」は、「ウ 本人のために、できる限りのサポートをしたいと考えている」と「5-2 高齢者がいると、周囲が自然にそれを助ける雰囲気ができあがる点は感心する」の2枚から統合された。後者の元ラベルとしては〈40 若い人の中で高齢者が何人かいると、全体の雰囲気作りには効果的である〉等、高齢者の存在が、相乗効果をもたらす役割を果たしていることが述べられていた。また前者の「ウ 本人のために、できる限りのサポートをしたいと考えている」は、さらに「7-1 本人の希望に添えるよう、できる限りのサポートを心掛けている」と「8-1 退所後も何らかの形で本人と関わりを持つことが有益である」の2枚から統合され、それぞれ〈49 本人の希望に添えるよう、全部任せなさいというスタンスでしっかり受け止めるように心掛けている〉や〈55 退所後も近くに住んでもらうと、本人も施設側も安心する〉等の元ラベルのように、献身的に、かつ、施設退所後の将来にわたってまでもサポートしようという志が述べられていた。

最後にもう1枚の表札「B 高齢者ならではの特性もあり、それを加味する必要もある」は、「ク 高齢者特有の問題も散見され、処遇に特段の配慮が求められる」と元ラベルである〈3-2 口には出さないが、若いスタッフからの指導は、心のどこかで見下されていると感じているのではないだろうか〉と「5-3 若い在会者よりも、むしろ主体性があるところもある」の3枚から統合された。主体性があるという点については、元ラベル〈33 高齢者には社会常識がある人が多いので、掃除などの一般的な生活は一人ででき

る〉等、若い在会者より優れている点が述べられていた。なお「ク 高齢者特有の問題も散見され、処遇に特段の配慮が求められる」は、さらに「5-1 集団生活の場においては問題も散見され、特段の配慮が求められる」と「3-1 頑固な人も多いが、一般的に加齢とともにそうなるもの。そこを加味する必要がある」と、元ラベル〈4-2 高血圧であったり、目がよく見えなかったり、耳が遠いなどの問題がある〉と、高齢者には相対的に主体性があるという前述の意見とは全く逆である「6-1 本人に主体性というものが感じられない」の4枚から統合され、それらは〈34 身内でもないものに必要以上にしつこく教えたり、先生でもないのに説教したりするのは、若い在会者のクレームとなることがある〉や〈31 おむつの使用となると臭いの問題も出てくるので、やはり集団処遇は難しいなと感じた〉や〈25 満期を迎えた後も期間延長して、焦らずもう少し頑張らましようと言っても、出ると決めたら譲らない〉や〈45 自立というよりやっってもらうという感覚が強い〉や〈42 宿と食事があるからとりあえず雨宿りで施設に入り、先のことはあまり考えておらず、施設を出たらまたすぐ再犯をしてしまう〉等の元ラベルのように、高齢者を処遇するにあたって相対的に見られた具体的な問題点や課題から構成された。

『② 高齢者の社会復帰は大変厳しく、本人たちもそれを不安に感じている』の統合プロセス

この表札ラベルは「C 高齢者においては、仕事も福祉も大変厳しい」と「D 今のままでは、高齢者のスムーズな社会復帰は難しい」

と「ケ 高齢者の多くは自立が難しく、将来の生活に不安を抱えている」の3枚から統合された。

まず1枚目の「C 高齢者においては、仕事も福祉も大変厳しい」は、「ア 若い人でも就職は大変なのに、高齢者にそれを求めるのはさらに厳しい」と「カ 福祉のサポートが求められているにもかかわらず、現状は大変厳しい」の2枚から統合された。前者はさらに「4-1 高齢者であっても、働くことが大前提である。仕事に就くのは容易ではない」と「2-2 高齢者を巡る就労環境は大変厳しいものがある」の2枚から統合され、元ラベル〈28 カ仕事や建築関係ははねられる。雇う側としては65歳以上で働けたとしても若い人が優先になるのは仕方がない〉や〈12 就労意欲があることが大前提。他の在会者たちとの関係もあって、高齢だから働かないというのは受け入れられない〉や〈17 働きたくても高齢であり、さらに不景気なのも重なり仕事がない。あっても低賃金である〉等のように、たとえ高齢であっても施設の中では“働かないことは許されない環境”である、にもかかわらず、高齢というハンディに加え不景気にも影響され、仕事に就いて生計を立てることは極めて困難である現状が切実に述べられていた。一方後者は、福祉について述べられており、さらに3枚から統合された。それらは「10-2 新規施策には、自治体との良好な関係が必要不可欠である」と「2-3 福祉のサポートが必要なケースが多いにもかかわらず、その調整は決して容易ではない」と「9-1 自治体は、在会者に対して何かと理由を付けて生活保護の支給を避けている」であり、元ラベルに遡ってみ

ると、〈7-7 高齢者・障害者などの自立が難しいケースは、今回の施策で初めてやるわけではなく、昔からやっているということを理解して欲しい〉や〈6-6 自治体を見捨てて新規施策へ移行するのは時期尚早な気がする。現場からすると国と自治体はもっと話をつめてから施策をリリースして欲しかった〉等のように、これまで施設と自治体との間で関係作りに細やかな配慮をしていたにもかかわらず、新規施策によって混乱を来していることが窺える。これまでも〈1-8 収入がない高齢者には、交通費や医療費など、在会中は生活保護が受けられないので、施設で負担せざるを得ない。特に高齢者だと余計に医療費がかかる〉や〈1-4 高齢を理由に福祉につなぐのか、生活の低所得ということで福祉につなぐのか、その見極めとタイミングが難しい〉等、苦慮していることが窺え、そもそも〈6-2 自治体にとっては、本籍地でもなく、長年住んでいるわけでもないのに、なぜ生活保護や医療扶助などのサービスをしなければという思いがある〉等から、根強い消極的な意見に日々直面している様子が窺えた。

他方本人側の課題として、元ラベル〈1-5 女性に多く見られるのは、特に障害だとそれを本人が受け入れない場合があるし、生活保護は恥ずかしいと感じる人もいて、サービスを受けよう説得するのも大変である〉等のような本人における“障害受容”の問題も指摘された。

続く2枚目「D 今のままでは、高齢者のスムーズな社会復帰は難しい」は、「エ 高齢者を個々の施設で受け入れるのは、現実的に困難である」と「オ 本人をサポートしたくとも、現状では限界がある」の2枚から統合され、それらは

いずれも“限界”を感じずにはおれないという思いであった。それぞれを詳しく見ていくと、前者は元ラベル〈9-3 高齢者の面倒を見たい気持ちもあるが、福祉との調整など先のことを考えると受け入れたくなくなる〉と元ラベル〈72 高齢の職員が多いので、高齢者が高齢者の処遇をするのは、精神的にも体力的にも大変である〉や〈76 場合によっては、ケースに付きっきりで対応しなければならない〉等からなる「10-3 高齢者の処遇を個々の施設で行うのは大変であり、専門の施設を1つ作った方がいいのではと思う」から構成された。他方後者は「9-2 金銭的援助なくして高齢者の処遇は限界。もっと予算を付けるべきである」と「6-2 サポートしたくても、限界があってできないことも多い」と元ラベル〈8-2 在会者のことで手一杯。アフターサービスまでできない〉と「7-2 自らサポートを避けていく場合は、もうどうすることもできない」の4枚から統合された。それらの元ラベルを見ていくと、〈59 耳が聞こえない人に補聴器を買ってあげたいが買えない。入れ歯や眼鏡に関しても。物品的支援でもいいから高齢者に対してもう少し支援があれば処遇も円滑に進むと思う。是非とも観察所にもっと予算を組んで欲しい〉や〈43 期待されてもできないことの方が多い〉や〈48 サポートするにしても時間が限られている〉等、金銭的援助の必要性とともに、仮釈放期間の平均は数か月という時間的な面での限界も感じていることが訴えられていた。他方本人側の課題として〈52 行く所がなくてもあると偽って出て行く人が結構いる。そうなると何もできない〉等、説得はすれど頑固である高齢者の特性も加わってか、如何

ともしがたい対象者も散見される現状が述べられていた。

最後3枚目の「ケ 高齢者の多くは自立が難しく、将来の生活に不安を抱えている」は、元ラベル3枚から統合された。それらは〈7-3 特に高齢者はお金がなく、頼る人もいないと自分一人ではどうしようもない状況になるので、やはり満期が近づくと不安が大きくなる場合が多い〉と〈1-4 年金と言っても厚生年金をもらえる人はごく稀で、国民年金の6万円くらいでは、いずれ福祉に頼らなければ生活できない人が多い〉と〈6-3 一番の期待は、安心して寝ることができる居場所の確保なのではないか〉らが示すように、高齢者が自力で自立を図ることは難しく、最低限居場所を確保できればとの望みと不安の間で、葛藤している様子が窺えた。

『③新規施策は、機能不全を起こしている』の統合プロセス

この表札ラベルは「1-1 通常ルートの受け入れは狭くなり、また、新規ルートは行き止まりに」と「10-1 新規施策による影響は千差万別であり、一概には言えないところである」の2枚から統合された。前者については、元ラベル〈2 新規施策の受け入れ施設としては、そのルートにのせた方がいいケースは受け入れずに除外している〉や〈3 高齢者に限らず障害者なども、通常ルートでの受け入れ間口は以前より狭まっている〉等のように、新規施策による弊害が述べられていた。続く後者は、この表札ラベルのとおり“千差万別”であり、それらの元ラベルは〈64 福祉スタッフが配置されたことで社会資源が広がり、ピンポイントで調整が取れるよ

うになった〉や新規制度の受け入れ対象ではない施設から〈78 職員の高齢者に対する意識に変化が出てきている。以前だと高齢者ということだけで除外していたところ、受け入れられないか前向きに考えるようになった〉等のように、直接的なものだけでなく、相乗的なプラスの効果も出てきていることが述べられた。一方で〈69 定着支援センターに早く稼働してほしい。環境調整の段階で困惑するケースも、センターが機能していれば受入可だが、今のままだったら受入不可になってしまう〉や〈68 新規施策と言っても、都内には定着支援センターもできておらず、変化はあまり感じない〉等のように、現時点では効果は見られないか、もしくはマイナス方向への影響が見え始めている点も指摘された。これは、前述の表札ラベル「10-2 新規施策には、自治体との良好な関係が必要不可欠である」にもあったように、地元の自治体との混乱にも繋がっている様子が窺えるものであった。

7 考察

(1) 受入基準

まずは更生保護施設への受入基準についてである。

それらは、高齢受刑者の誰でも受け入れるわけではなく、まずは“出口”のメドの付く者を優先的に選別している状況であった。例えば、元ラベル〈8 受入可否判断基準は年金と貯金の有無。ある場合は額まで確認する〉や〈11 仮釈放期間だけという出口が見えている人は80歳でも引き受ける〉のように、年金や貯金の有無が受入可否を左右する大きなポイントと言える。しかし、それだけではなく、元ラベル〈4 背景や生活歴を

見ながら、その人を助けてあげたいと思うかどうかを受け入れのポイントである〉のように、本人のやる気や就労自立の可能性等も考慮されていた。いずれにせよ、まずは“組みやすい者”を優先的に選りすぐって受け入れている構図である。その理由としては、現状における“処遇の限界”が大きな原因となっているが、それについては、おって、述べていくこととする。

(2) 就労問題

昨今の異常とも言える就労事情の悪化は、元ラベル〈28 力仕事や建築関係ははねられる。雇う側としては65歳以上で働けたとしても若い人が優先になるのは仕方がない〉や〈12 就労意欲があることが大前提。他の在会者(更生保護施設で生活する本人以外の人のこと)たちとの関係もあって、高齢だから働かないというのは受け入れられない〉や〈17 働きたくても高齢であり、さらに不景気なのも重なり仕事がない。あっても低賃金である〉からも明らかなように、施設としては高齢者であったとしても、就労を大前提とした指導をしているものの、現実には高齢者の就労は、相当に厳しいことが窺えた。

この厳しい就労情勢に対し、平成18年度から法務省は厚生労働省と連携し、ハローワークを活用した就労支援事業を立ち上げ、手厚くサポートすることによって、それなりの効果をあげているところではある。しかし、高齢者においては、この施策のもたらす効果は、それほど高いとは考えにくく、実務の上でもそれを実感している。反面、高齢者であっても雇用に繋がる事例も少なからずある。よって、この就労支援事業や、炭谷(2008)の提唱するソーシャルインクルージョン(社会的包

括)の中の「ソーシャルファーム」、また、協力雇用主等を活用し、賃金は多少安価であったとしても、“半就労半福祉”や年金との併用を念頭に置きつつ、何らかの作業に従事できるような雇用創出の可能性を探る余地があると考えられる。

さらに、この雇用機会の拡大について井上(2005)は、自立資金の確保のみならず、生き甲斐や居場所の確保、さらには健康維持等、多方面にわたってプラス面を引き出す効果が潜在していると述べている。高齢社会白書(2009)によると、我が国の一般男子の場合は、65～69歳のうち約半数が何らかの仕事をしているとのデータがある。高齢者ではあるが、就労可能な対象者に対しては、就労を軸としたサポートをすることによって、相乗効果をもたらす可能性を示唆するものであった。

(3)年金

年金については、それが受入可否のポイントの一つとなっていることは前述の通りであるが、元ラベル〈7 年金と言っても厚生年金をもらえる人はごく稀で、国民年金の6万円くらいでは、いずれ福祉に頼らないと生活できない人が多い〉からも、年金が受給できたとしても、将来にわたって経済的安定が約束されている訳ではない現実が窺われた。要するに、受刑によって幸いにも年金が蓄積されていたため、退所先の確保には困らず、当面の生活もそれで可能となるが、就労が困難な場合は時の経過とともに、その後のサポートなしでは生活の行き詰まりが、容易に想像されるものであった。実際、社会内で金銭に窮したことから、年金を貯めるためであるとして受刑した高齢者に出くわすことも稀ではない。

年金受給資格の見直しとともに、就労同様、退所後の中長期的視点も踏まえながら、年金受給という事実だけに惑わされることなく、下記に挙げる自治体との連携等、退所後の生活を組み立てていく視点が、今後重要となってくることを示唆されるものであった。

(4)自治体との連携

たとえ就労できたとしても、高齢者の場合、年金がもらえない状況であれば、給料だけで自立するのは難しく、最後のセーフティーネットである“生活保護”を受けながら生活を組み立てざるを得なくなる。しかし中には、自治体との関係が良好で、施設入所中の医療費を医療扶助として支給を受けたり、施設退所後の生活を、生活扶助を中心とした生活保護でサポートに応じる自治体がある一方、施設に入所した者については、退所後の生活保護のみならず、元ラベル〈18 収入がない高齢者には、交通費や医療費など、在会中は生活保護が受けられないので、施設で負担せざるを得ない。特に高齢者だと余計に医療費がかかる〉のように、在所中の医療扶助でさえ、申請すら拒否する自治体も少なくないのが現状である。その理由としては、元ラベル〈61 施設は法務省という枠組みの中に捉えられ、そちら(国)でやって下さいというのが自治体側の言い分〉や〈62 自治体にとっては、本籍地でもなく、長年住んでいるわけでもないのに、なぜ生活保護や医療扶助などのサービスをしなければという思いがある〉とともに、現状では国や都道府県から特別な援助等の措置がないため、更生保護施設のある自治体に、人的にも予算的にも負担が偏るとして“水際作戦”を取らざるを得ないというのが、

自治体側の主たる主張となっており、両者の溝の深さは深刻であることが示唆された。

このことについては、吉田(2009)も最も大きな課題として、福祉との連携の強化を挙げている。また、太田(2006)においても、自治体によって対応はまちまちである旨記されている。この憂うべき状況に対し、自治体側は、“何より人的にも予算的に負担の偏らないルール作りが先決である”旨強く主張している。しかし現実問題として、高齢受刑者は、次々と社会に戻ってくるのである。そもそも罪を犯さないよう予防することは最も重要である。しかし、我々が目の当たりにするのは、いったん罪を犯した人たちである。それにもかかわらず、自治体が頑なに生活保護受給を拒否し続けたのであれば、今後も川本(2008)の言う「刑務所がセーフティーネットになっている」現状を打破することは容易ではない。

なお、犯罪白書(2008)によれば、韓国では、釈放直後における経済的困窮を要因とする再犯を防止するため、日本の生活保護制度にあたる「国民基礎生活保障制度」による保護が受けられるようあっせんされている。具体的には、刑事施設の長においてその者の所得認定額が最低生活費以下に該当すると判断した場合、出所予定者の居住予定地の地方自治体に出所の60日から20日前に受給の申請をし、釈放前に手続きを完了して受給が決定され、釈放と同時に国民基礎生活保障を受給できるとのことである。

(5)金銭的支援

法務省の予算で生活費を捻出する制度はない。よって、医療費等を施設の経費で負担することも少なくない。元ラベル〈59 耳が聞

こえない人に補聴器を買ってあげたいが買えない。入れ歯や眼鏡に関しても。物品的支援でもいいから高齢者に対してもう少し支援があれば処遇も円滑に進むと思う。是非とも観察所にもっと予算を組んで欲しい〉のように、より“幅広”に高齢者を受け入れたくとも、就労自立が困難で、年金等“金”のないケースについては、元ラベル〈43 期待されてもできないことの方が多い〉のように、サポートしたくてもできないジレンマを抱える事態に陥っていることが示唆された。

今後、何らかの制約を加えつつも、公費を運用して、人として暮らす最低限の必需品の購入や生活資金を供与・貸与することについて、検討の余地があることが示唆された。

(6)職員体制

元ラベル〈72 高齢の職員が多いので、高齢者が高齢者の処遇をするのは、精神的にも体力的にも大変である〉や〈76 場合によっては、ケースに付きっきりで対応しなければならない〉や〈31 おむつの使用となると臭いの問題も出てくるので、やはり集団処遇は難しいなと感じた〉のように、新規施策によって全国57施設には福祉職員が採用されたとは言え、介護施設等におけるような高齢者や障害者の個別の対応に耐え得るものとは程遠い職員体制であることが、高齢者を受け入れ難くしている1つの要因であることが示唆された。今後、受容に対応した職員体制の見直しとともに、介護や医療の充実した社会福祉法人の法人格を持つ更生保護施設の誕生も検討の余地があるものとする。

(7)身体及び精神症状

元ラベル〈42 宿と食事があるからとりあえ

ず雨宿りで施設に入り、先のことはあまり考えておらず、施設を出たらまた再犯をしてしまう〉や〈45 自立というよりやってもらうという感覚が強い〉のような“投げやり”な印象を持つ対象者もいる一方、〈50 特に高齢者はお金がなく、頼る人もいないと自分一人ではどうしようもない状況になるので、やはり満期が近づくと不安が大きくなる場合が多い〉のように不安を抱えている対象者も散見された。

また、女性施設の職員からは、元ラベル〈15 女性に多く見られるのは、特に障害だとそれを本人が受け入れない場合があるし、生活保護は恥ずかしいと感じる人もいて、サービスを受けるよう説得するのも大変である〉等、女性特有の問題という訳ではないが、本人における“障害受容”の問題も指摘された。

さらに、元ラベル〈29 高血圧であつたり、目がよく見えなかったり、耳が遠いなどの問題がある〉や〈31 おむつの使用となると臭いの問題も出てくるので、やはり集団処遇は難しいなと感じた〉や〈25 満期を迎えた後も期間延長して、焦らずもう少し頑張りましょうと説得しても、出ると決めたら譲らない〉のように高齢者故の身体状況や、“頑固”になるという性格特性も、認知症と併せて、留意すべき点であることが示唆された。

(8)新規施策の現実

前述までの憂慮すべき状況の解決策とも言えるのが、2009(平成21)年4月から運用が開始された「新規施策」であった。特に、自治体との調整による生活保護等福祉との調整を担当する「地域生活定着支援センター」においては、同年7月をメドに各都道府県に設置される予定であったところ、平成23年度に入って、

ようやく揃って設置されるに至ったところである。

これらを背景として、元ラベル〈2 新規施策の受け入れ施設としては、そのルートにのせた方がいいケースは受け入れずに除外している〉や〈3 高齢者に限らず障害者なども、通常ルートでの受け入れ間口は以前より狭まっている〉にあるように、これまでは通常ルートで受け入れていた高齢者までもが除外され、仮釈放のチャンスが失われていく“負の力動”が働いていることが明らかとなったところであり、事例の積み重ねにより、その弊害を早急に解決しなければならない課題の1つともなっている現状が示唆されるに至った。

法務省としても今後もさらに努力するとともに、「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁会議—中間取りまとめ—(2008)」にて掲げた事項を実現すべく、特に、福祉行政を所管する厚生労働省、自治体を所管する総務省、並びに、公営住宅を所管する国土交通省等を中心に、国の施策として今一度、一丸となって取り組むため協力を働きかける必要がある。そして、この問題が解決しない限り、いわゆる“出口”が見つからない現状、更生保護施設における高齢者の積極的な受け入れは、今後も難航することが推測されるところである。

8 本研究の限界と課題

本研究は、都市部である東京保護観察所管内の更生保護施設職員に限定して調査を行った。また、その調査の時期についても、すで

に数年が経過しており、今現在の状況とは、若干異なる結果となったかもしれないことについては否定できない。

今後は、本研究の限界を乗り越えるため、全国的な調査に発展させること、及び最新の調査を行い、本研究と比較研究することで、より課題が鮮明になってくるであろう。

処遇者において、本人たちの頑張りを評価する一方、“雨宿り”的に漫然と施設で生活している人がいるのも事実であるとの指摘がなされていた。社会復帰施策の充実・強化は勿論であるが、八重田(2007)の言う“心が動かなければ、身体は動かない。一番大切なのは心”に代表されるように、何はともあれ、本人たちの自助努力の精神は欠かせないものであり、その意識の涵養を図っていくことは“言わずもがな”である。

さらに、平井(2007)によって示されている司法の持つ強制力を有効に活用し、“厳格な姿勢”と“慈愛の精神”の二面性を持つ保護観察の枠組みのもと、自治体、ひいては地域社会全体において理解を得、身体・知的・精神等の障害者リハビリテーション同様に、1人の人格ある人間として、差別することなく“犯罪者のリハビリテーション”を行う土壌を作ることが、高齢受刑者が人間らしい生活を取り戻していくとともに、犯罪のない明るい社会の実現に限りなく近づいていくものと考ええる。

これらの基本姿勢とともに、前述の考察で述べたとおり、新規施策の早期施行や金銭的サポートを中心としたハード面のみならず、“処遇”を中心としたソフト面の充実・強化を図り、それらを適切に組み合わせながら進め

ていくことが求められる。

関係省庁連絡会議の開催や新規施策を掲げるだけでは“絵に描いた餅”に過ぎない。今こそ、自治体や民間篤志家に過度に委ねることなく、国の責務において、人・予算・退所先の確保等、時代にマッチしたニーズに応じた高齢犯罪者の社会復帰対策を政府主導で具体的に講じていくことを考えていかなければ、世界ワースト4位の“貧困率”にまで落ち込んでいる貧困対策同様、高齢犯罪者の再犯が、減少に転じることは困難であると言っても過言ではない。繰り返しとなるが、目の前の対象は、本研究のプロファイリングによって、明らかになった人たちなのである。

最後に本研究は、東京保護観察所主任保護観察官として執務していた際に作成した、平成21年度筑波大学大学院修士論文「更生保護施設に入所する高齢仮釈放者の社会復帰に関する研究—プロファイリングの視点から—」中、

【第1研究】過去に更生保護施設に入所している
高齢仮釈放者の実態調査

【第2研究】現在更生保護施設に入所している
高齢仮釈放者への個別の半構造化面接

【第3研究】高齢仮釈放者の処遇にあたる更生
保護施設職員へのフォーカスグループイ
ンタビュー

の3つの研究の中から、特に【第3研究】に絞って、報告したものである。

《謝辞》

本論文を発表するに際し、ご指導くださった指導教員の熊谷恵子教授及び担任の高橋正雄教授をはじめとした大学院の先生方、本

研究の趣旨にご理解いただき、ご協力くださった東京保護観察所の職員の方々、インタビューに応じてくださった更生保護施設の職員の方々、質的研究などに関してご指導くださった大学院でも職場でも先輩にあたる福島大学大学院生島浩教授ほか、お力添えくださった全ての皆様に、文末ながらここに改めて感謝申し上げます。

文献

- 井上勝也監修：高齢者の心理がわかるQ&A，中央法規，2005
- 太田達也：高齢犯罪者の動向と刑事施策的対応－研究序章(高齢犯罪者の処遇)，罪と罰，43(4)，p.5-25，2006
- 閣議決定：経済財政改革の基本方針－開かれた国・全員参加の成長・環境との共生－，2008
- 川喜田二郎：発想法，中央公論新書，1967
- 川喜田二郎：続・発想法，中央公論新書，1970
- 川喜田二郎：KJ法－渾沌をして語らしめる－，中央公論新書，1986
- 川本満隆：更生保護の更なる発展を期して，罪と罰，2008，46(1)，p.2-5，2008
- 刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議(中間まとめ)：東京，2008
- 内閣府編：高齢社会白書，2009
- 炭谷茂：日本におけるソーシャル・インクルージョン実践の可能性－社会的排除と包摂－，犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン，現代人文社，p.88-95，2009
- 犯罪対策閣僚会議：犯罪に強い社会の実現のための行動計画，2008
- 平井慎二：∞型連携の援助側体制により増幅される刑事司法体系の効果，日本アルコール・薬物医学会雑誌，42(2)，p.404-405，2007
- 法務省法務総合研究所編：犯罪白書，2008
- 法務省法務総合研究所：高齢犯罪者の実態と意識に関する研究，2007
- 八重田淳：リハビリテーションの哲学，法律文化社，2001(2005)
- 吉田 研一郎：更生保護における高齢犯罪者の処遇の現状と課題(特集 高齢犯罪者の実態と処遇-平成20年版犯罪白書を読む)，法律のひろば，2009，62(1)，p.48-56，2009

英文タイトル

A study of reintegration of aged parolee released into halfway houses

A discussion from the profiling perspective

Naoto Nishie